



越前市告示第108号

令和6年9月越前市議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年8月27日

越前市長 山 田 賢



- | | | |
|---|-----|----------------|
| 1 | 日 時 | 令和6年9月3日 午前10時 |
| 2 | 場 所 | 越前市議会議場 |

議案第 4 3 号から議案第 4 5 号まで

令和 5 年度越前市企業会計利益の処分及び決算の認定について

令和 5 年度の越前市水道事業会計、越前市工業用水道事業会計及び越前市下水道事業会計について、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、利益の処分に関し議会の議決を求めるとともに、同法第 3 0 条第 4 項の規定により、次に掲げる決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

越前市長 山 田 賢 一

議案第 4 3 号 令和 5 年度越前市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第 4 4 号 令和 5 年度越前市工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第 4 5 号 令和 5 年度越前市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第 4 6 号から議案第 4 9 号まで

令和 5 年度越前市決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、次に掲げる決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

越前市長 山 田 賢 一

議案第 4 6 号 令和 5 年度越前市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第 4 7 号 令和 5 年度越前市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 4 8 号 令和 5 年度越前市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 4 9 号 令和 5 年度越前市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 5 0 号

越前市個人番号の利用に関する条例の一部改正について

越前市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

越前市長 山 田 賢 一

越前市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

越前市個人番号の利用に関する条例（平成 2 7 年越前市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

2 この条例において「社会保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）
- (2) 健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）
- (3) 船員保険法（昭和 1 4 年法律第 7 3 号）
- (4) 私立学校教職員共済法（昭和 2 8 年法律第 2 4 5 号）
- (5) 国家公務員共済組合法（昭和 3 3 年法律第 1 2 8 号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和 3 7 年法律第 1 5 2 号）
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）

第 3 条第 1 項中「次の各号」を「別表の左欄」に改め、同項各号を削る。

別表 1 の部身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）による精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるものの項中「身体障害者福祉法」の次に「（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）」を加え、同部障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情

報」という。)であって規則で定めるものの項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の次に「(平成17年法律第123号)」を加え、同表4の部高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「後期高齢者医療関係情報」という。)であって規則で定めるものの項中「(昭和57年法律第80号)」を削り、同表6の部中「(昭和33年法律第192号)」を削り、同表18の部中「越前市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例」の次に「(平成17年越前市条例第116号)」を加え、同部国民健康保険関係情報であって規則で定めるものの項及び後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるものの項を削り、同部に次のように加える。

社会保険各法による被保険者の認定に関する情報であって規則で定めるもの
住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)による居住に関する情報であって規則で定めるもの

別表21の部中「越前市重症心身障害児(者)福祉手当支給条例」の次に「(平成17年越前市条例第103号)」を加え、同表22の部中「越前市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例」の次に「(平成17年越前市条例第115号)」を加え、同部住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)による居住に関する情報であって規則で定めるものの項中「(昭和42年法律第81号)」を削り、同部国民健康保険法、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)又は高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者の認定に関する情報であって規則で定めるものの項中「国民健康保険法、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)又は高齢者の医療の確保に関する法律」を「社会保険各法」に改め、同表に次のように加える。

23 越前市子ども医療費の助成に関する条例（平成17年越前市条例第114号）による子どもの医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	障害者関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
	社会保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律を除く。）による被保険者の認定に関する情報であって規則で定めるもの
	住民基本台帳法による居住に関する情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 1 号

越前市国民健康保険条例の一部改正について

越前市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

越前市長 山 田 賢 一

越前市国民健康保険条例の一部を改正する条例

越前市国民健康保険条例（平成 1 7 年越前市条例第 1 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 2 6 0 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 5 2 号

越前市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について

越前市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

越前市長 山 田 賢 一

越前市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

越前市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成 1 7 年越前市条例第 1 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「同条第 6 項から第 8 項まで」を「同条第 5 項から第 7 項まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 1 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第 4 条の規定は、令和 6 年 1 1 月以後の月分の医療費の助成の制限について適用し、同年 1 0 月以前の月分の医療費の助成の制限については、なお従前の例による。

議案第 53 号

越前三国競艇企業団規約の一部変更について

地方自治法第 286 条第 2 項の規定により、越前三国競艇企業団規約の一部を次のとおり変更することについて、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

越前市長 山 田 賢 一

越前三国競艇企業団規約の一部を変更する規約

越前三国競艇企業団規約（昭和 28 年 2 月 18 日福井県指令地第 294 号）の一部を次のように変更する。

題名を次のように改める。

越前三国ボートレース企業団規約

第 1 条中「越前三国競艇企業団」を「越前三国ボートレース企業団」に改める。

附 則

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第54号

市道路線の認定について

次のとおり市道の路線を認定する。

令和6年9月3日提出

越前市長 山 田 賢 一

認定する路線

路線名	起 点	終 点	延長(m)
市道第2464号線	常久町151番6先	常久町151番1先	45.6
市道第3639号線	広瀬町138字16番18先	広瀬町138字16番5先	131.9
市道第3640号線	家久町90字28番8先	家久町90字28番13先	107.2
市道第3641号線	家久町94字36番8先	家久町94字36番1先	64.2
市道第3642号線	上四目町9字19番11先	上四目町9字19番20先	105.9
市道第4550号線	瓜生町14字1番22先	瓜生町14字1番1先	103.0
市道第4551号線	矢放町8字11番13先	矢放町8字11番3先	97.6
市道第5341号線	北町26字32番2先	北町26字32番8先	109.9
市道第2465号線	池ノ上町63字2番先	池ノ上町63字4番1先	100.0

議案第 55 号

財産の取得について

市道の除雪作業用として、次の除雪車を取得するものとする。

令和 6 年 9 月 3 日提出

越前市長 山 田 賢 一

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 名称及び数量 | トラクターショベル（1.3 m ³ ）1 台
除雪ドーザー（5 t 級）1 台
除雪ドーザー（8 t 級）1 台
除雪ドーザー（11 t 級）1 台
除雪ドーザー（14 t 級）1 台 |
| 2 | 取得予定価格 | 66,000,000 円 |
| 3 | 契約の相手方 | 越前市塚町第 6 号 2 番地
コマツサービスエース株式会社 丹南店 |